

## 第2章 用語の解説

### Chapter 2. Explanation of Terms

#### はじめに

ここでは、令和2年国勢調査の用語の解説を行うとともに、従前の国勢調査での用語及び定義との比較を行う。

本報告書における人口及び世帯数は、特に注記のない限り、「第1章 令和2年国勢調査の概要」の「調査の地域」に示す各回調査の調査地域に基づいているが、我が国に復帰する前の沖縄県においても琉球政府によって国勢調査が実施されているので、本報告書ではその公表結果を可能な限り組み入れており、また、我が国の国勢調査の用語及び定義と差異がある場合は、その点も併せて解説している。

なお、過去の調査で用いた用語については、原則として、当時の呼称をそのまま用いている。

#### 1 人口の基本属性に関する用語

##### 人口

国勢調査における「人口」は、調査年の10月1日午前零時（以下「調査時」という。）の人口（昭和20年は同年11月1日午前零時現在で行われた人口調査による人口）である。

なお、人口についての定義は、昭和30年以降の調査では、調査時に調査の地域に常住している者（常住人口については、「第1章 令和2年国勢調査の概要」の「調査の対象」を参照）だが、25年以前の調査では、次のとおりである。

##### 昭和25年

調査した人口は「常住人口」であるが、常住の判定の基準となる居住期間を6か月以上としており、それぞれの住んでいる場所で調査した。

ただし、精神病院、結核療養所等の入院患者又は療養者は、入院等の期間にかかわらずその病院又は療養所を常住地とみなして調査した。また、調査時前に本邦を出港した船舶の乗組員で陸上に住所の無い者も、調査時後3日以内に入港した場合、調査時において本邦内に常住地を有する者とみなして、その船舶で調査した。

なお、「現在人口」についても調査し、集計している。

##### 大正9年～昭和22年

調査した人口は「現在人口」である。現在人口とは、各人を調査時にいた場所で調査する方法（現在地方式）によった人口であり、一般の外国人はもとより、外交使節団等の構成員も含めた全てを調査した。また、調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後4日以内

(昭和20年及び22年は2日以内)に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地にいたとみなして調査した。

昭和20年の人口調査では、陸海軍の部隊・艦船内にあった者及び外国人(韓国・朝鮮又は台湾の国籍を有するものを除く。)を、22年は外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属等を、調査の対象から除外した。

昭和15年の調査では、軍人・軍属等についてはそれらが海外にいるか否かを問わず、全てその家族などのいる応召前の住所で調査した。したがって、これらの軍人・軍属等を含めた「全人口」及びそれらを除外した「銃後人口」を集計している。

## 沖縄県の人口

沖縄県は、昭和47年5月15日に我が国に復帰し、50年の調査から調査地域となった。

我が国に復帰する前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府が、昭和25年から45年まで5回の国勢調査を行った。昭和40年及び45年調査では各年10月1日午前零時現在、25年、30年及び35年調査では各年12月1日午前零時現在の人口である。

なお、昭和25年～45年の沖縄県における人口の定義は次のとおりである。

### 昭和30年～45年

調査した人口は「常住人口」である。昭和30年の調査では、常住の判定の基準となる居住期間を4か月以上とし、35年以降の調査では3か月以上とした。

また、調査の対象から除外したものは次のとおりである。

- (1) 琉球に駐留するアメリカ合衆国軍隊の構成員又は軍属及びその家族
- (2) 琉球住民でない者で、琉球政府以外の政府の公務を帯びて琉球に駐在する者及びその家族
- (3) 軍事施設内に住居を有する非琉球人及びその配偶者並びにその子となっている琉球人

### 昭和25年

調査した人口は「現在人口」である。

また、調査の対象から除外したものは次のとおりである。

- (1) 連合軍の将兵及び連合軍に付属し、又は随伴する者並びにその家族
- (2) 連合軍最高司令官が任命又は承認した使節団の構成員及びその家族
- (3) 連合政府の公務を帯びて琉球に駐在する者及びこれらに随伴する者並びにその家族

## 人口重心

「人口重心」とは、人口の一人一人が同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が、全体として平衡を保つことのできる点をいう。

平成12年調査までは、市町村役場の位置に市区町村の人口が集まっているものと仮定し、都道府県及び全国の人口重心を算出していたが、平成17年調査から、市町村合併の進展を踏まえ、より精緻に算出する観点から、基本単位区の図形中心点にその基本単位区の人口が集まっているものと仮定し、市区町村、都道府県及び全国の人口重心を算出している。

市区町村、都道府県及び全国の人口重心は、次のとおり算出している。

#### (1) 市区町村の人口重心

$$x = \frac{\sum w_i x_i \cos(y_i)}{\sum w_i \cos(y_i)} \quad y = \frac{\sum w_i y_i}{\sum w_i}$$

$x$ 、 $y$  : 人口重心の経度、緯度

$x_i$ 、 $y_i$  : 基本単位区ごとの面積の中心点の経度、緯度<sup>1)</sup>

$w_i$  : 基本単位区ごとの人口

- 1) 上式の計算に用いた基本単位区の経度、緯度は、「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」 (<https://www.e-stat.go.jp/>) で公開されている「令和2年国勢調査基本単位区別境界データ」を利用している。

#### (2) 都道府県の人口重心

(1) で求めた市区町村の人口重心の経度、緯度を  $x_i$ 、 $y_i$  とし、市区町村の人口を  $w_i$  として (1) の計算式で算出した。

#### (3) 全国の人口重心

(2) で求めた都道府県の人口重心の経度、緯度を  $x_i$ 、 $y_i$  とし、都道府県の人口を  $w_i$  として (1) の計算式で算出した。

- 注) ・基本単位区とは、街区又は街区に準じた地域を基準とした地域単位 (全国で約200万) をいう。  
・人口重心及び基本単位区の図形中心点の経度、緯度は、「世界測地系 (JGD2000)」を用いた。  
・人口重心の移動方向及び移動距離については、「測量計算サイト」 (国土地理院) を利用して算出した。  
(<https://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/surveycalc/main.html>)

## 面積

本報告書に掲載し、また人口密度の算出に用いた「面積」は、国土交通省国土地理院 (以下「国土地理院」という。) が公表した令和2年10月1日現在の「令和2年全国都道府県市区町村別面積調 (10月1日時点)」によっている。

平成22年調査までは、国土地理院が公表した市区町村別面積のうち、境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものなどについて、総務省統計局において面積を推定していた。したがって、これらの市区町村の面積は、国土地理院が公表する面積とは一致しないことがあるので、利用の際には注意されたい。しかし、平成26年から国土地理院が境界未定地域に係

る市区町村の面積を算出するようになったことを受けて、平成27年及び令和2年調査では、国土地理院の公表する面積を用いている。

本報告書には、大正9年以降の各回調査時の我が国の総面積（ただし、旧版図の樺太、朝鮮及び台湾並びに関東州及び南洋諸島の面積は含まない。）を掲載している（「付表 各回調査における調査地域の人口及び我が国の面積（大正9年～令和2年）」を参照）。

本報告書に掲載した、各年の面積の出所については以下のとおりである。

大正9年	大正9年国勢調査報告第1巻（内閣統計局）
大正14年	大正14年国勢調査報告第1巻（内閣統計局）
昭和5年	昭和5年国勢調査報告第1巻（内閣統計局）
昭和10年～22年	昭和10年全国市町村別面積調（内閣統計局）
昭和25年	全国市町村別面積調査（建設省地理調査所）
昭和30年	昭和30年国勢調査報告第1巻及び昭和30年国勢調査全国都道府県 郡市区町村面積改定表（総理府統計局）
昭和35年以降	各年の全国都道府県市区町村別面積調 （建設省国土地理院（平成13年以降は国土交通省国土地理院））

これらのうち、大正9年の面積は当時の陸軍参謀本部の陸地測量部の測定によるものであり、大正14年及び昭和5年の面積は、大正9年測定当時の基本地図に改測又は修正を加えたものの面積である。

昭和10年の面積は、陸地測量部と内閣統計局が共同で陸地測量部の指導の下に、同部発行の5万分の1地形図に基づいて、10年3月末日現在により測定したものである。以後の昭和15年、20年、22年及び25年の面積は、10年の面積を基礎とし、その後の調査地域の移動及び市町村の廃置分合、境界変更等に伴う修正を行ったものである。

ただし、昭和25年の面積は、再検討を要すると認められた市町村については、境界の移動の有無にかかわらず、その面積を改測し、また、10年以降において海岸線が著しく変化した区域の市町村も改測した。

昭和30年の面積は、建設省地理調査所（現国土地理院）と総理府統計局（現総務省統計局）が終戦後修正を施した5万分の1地形図（応急修正版）上において新たに測定した30年10月1日現在の境域による平面面積である。これ以後の昭和35年～60年の面積は、30年の面積を基礎とし、その後の調査地域の廃置分合、境界変更等に伴う修正を逐次行ったものである。

平成2年～22年の面積は、国土地理院が昭和63年10月1日時点で、2万5千分の1地形図（国土地理院発行）上で新たに測定した昭和63年10月1日現在の境界による面積値を基礎とし、その後の移動を考慮したこれら各回調査年10月1日現在の境域による面積である。

平成27年及び令和2年の面積は、国土地理院が電子国土基本図の座標値を直接計算に用いて計測した10月1日現在の面積である。

## 《注意点》

市区町村の面積には、風蓮湖（59.01km<sup>2</sup>）、八郎瀉調整池の一部（21.97km<sup>2</sup>）、名古屋港口埋立地（2.57km<sup>2</sup>）、衣浦港口埋立地（0.48km<sup>2</sup>）、羽島（0.01km<sup>2</sup>）及び沖縄県うるま市・金武町境界部地先の埋立地（0.18km<sup>2</sup>）を含む。

## 2000年（平成12年）市区町村の面積

2000年（平成12年）市区町村（合併該当市区町村における12年10月1日当時の市区町村）の面積は、12年調査の集計で用いた面積（平成12年全国都道府県市区町村別面積調及び統計局で推定した境界未定地域の面積）を用いている。このため、2000年（平成12年）市区町村別の面積を合計しても、現在（合併後）の市区町村面積とは一致しないことに留意が必要である。

## 人口集中地区の面積

人口集中地区の面積は、総務省統計局において算出したものである。ただし、市区町村の全域が人口集中地区となる場合の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

## 沖縄県の面積

沖縄県の面積は、昭和25年は琉球列島軍政本部が、30年～45年は琉球政府がそれぞれ実施した国勢調査の報告書による。

## 人口密度

「人口密度」とは、面積1km<sup>2</sup>当たりの人口をいう。上記の面積を用いて、以下のとおり算出している。

$$\text{人口密度} = \frac{\text{人口}}{\text{面積}^1}$$

- 1) 各回国勢調査令によって調査の対象外であった地域（令和2年調査では齒舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び竹島）の面積を除いて算出した。ただし、昭和25年～45年の全国の人口密度については、沖縄県を含めて算出した。

## 人口性比

「人口性比」とは、女性100人に対する男性の数をいう。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100$$

## 年齢

### (1) 年齢

「年齢」は、令和2年9月30日現在による満年齢である（例えば、調査前年の令和元年10月1日生まれの人は0歳となる。）。

なお、令和2年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としている。

昭和35年調査までは、調査日現在による満年齢を基に集計している（例えば、調査前年の10月1日生まれの人は1歳となる。）。また、昭和15年及び22年の調査では、満年齢のほかにも数え年の集計も行っている。

### (2) 平均年齢

「平均年齢」は、次のとおり算出している。

$$\text{平均年齢} = \frac{\sum (\text{年齢 (各歳)} \times \text{各歳別人口})}{\text{各歳別人口の合計 (年齢「不詳」を除く。)} + 0.5^1)$$

- 1) 平均年齢に0.5を加えるのは、国勢調査では、9月30日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方）を用いて集計するためである。つまり、9月30日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計している。そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5歳）を加えている。

### (3) 年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことをいう。

## 配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分している。

区分	内容
未婚	まだ結婚したことのない者
有配偶	届出の有無に関係なく、配偶者のある者
死別	配偶者と死別して独身の者
離別	配偶者と離別して独身の者
不詳	未回答などにより配偶関係が判断できない場合

## 国籍

令和2年国勢調査では、国籍を「日本」のほか、外国人について次のとおり区分した。

12か国 —— 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「ネパール」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」

中区分（28か国と1地域） —— 過去3回分の国勢調査（平成17年～27年国勢調査）における、

その国籍を有するものが2,000人以上いる国  
 詳細区分（195か国） ―― 令和2年10月1日現在の日本承認国  
 過去の国勢調査における国籍区分

調査年	基本集計	特別集計 <sup>1)</sup>	追加集計
平成27年	11か国 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、 「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、 「インド」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブ ラジル」、「ペルー」、「その他」 28か国と1地域 <sup>2)</sup> 195か国	－	－
平成22年	10か国 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、 「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、 「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、 「ペルー」、「その他」	－	28か国と1地域 <sup>2)</sup> 189か国 <sup>4)</sup>
平成17年	10か国 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、 「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、 「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、 「ペルー」、「その他」	27か国と1地域 <sup>2)</sup> 185か国 <sup>4)</sup>	－
平成12年	8か国と1地域 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、 「タイ」、「フィリピン、タイ以外の東南アジ ア、南アジア」、「イギリス」、「アメリカ」、 「ブラジル」、「ペルー」、「その他」	37か国 <sup>3)</sup> 185か国 <sup>4)</sup>	－
平成7年		34か国 <sup>3)</sup> 179か国 <sup>4)</sup>	－
平成2年	4か国と1地域 「韓国、朝鮮」、「中国」、「アメリカ」、「フ ィリピン」、「東南アジア、南アジアのその 他」、「その他」	24か国と1地域 <sup>3)</sup> 150か国 <sup>4)</sup>	－
昭和60年 以前 <sup>5)</sup>	3か国 「韓国、朝鮮」、「中国」、「アメリカ」、 「その他」	－	－

- 1) 平成17年以前は国籍を細分化した集計を特別集計で行った。
- 2) その国籍を有する者が2,000人以上いる国
- 3) その国籍を有する者が1,000人以上いる国
- 4) その国籍を有する者が1人以上いる国
- 5) 昭和35年及び40年の沖縄県の調査では、「韓国、朝鮮」が「その他」に含まれている。

なお、二つ以上の国籍を持つ人は、次のとおり取り扱った。

調査年	国籍
昭和55年以降	① 日本と日本以外の国の国籍を持つ人は「日本」 ② 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国
昭和30年～50年	調査票の国名欄の最初に記入された国 <昭和40年における例外> 調査票に記入された国の中に ① 韓国、朝鮮があるとき・・・「韓国, 朝鮮」 ② 韓国、朝鮮がなく、中国があるとき・・・「中国」
昭和25年	「その他」

## 教育

令和2年調査では、調査項目の変更に伴い、「最終卒業学校の種類」及び「在学学校・未就学の種類」の項目について、平成22年調査における「小学校・中学校」を「小学校」及び「中学校」に、「大学・大学院」を「大学」及び「大学院」にそれぞれ分割した。また、「在学学校・未就学の種類」について、「認定こども園」の項目を追加した。

### (1) 在学か否かの別

学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分している。

区分	内容
卒業者	学校を卒業して、在学していない人
在学者	在学中の人
未就学者	在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問わない。

ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでのいう学校には含まない。

### (2) 最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類により、次のとおり区分している。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校としている。

区分	学校の例
小学校	【新制】 小学校 義務教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の小学部
	【旧制】 国民学校の初等科 尋常小学校 （※ 高等小学校・国民学校の高等科の場合は、学校区分は「中学」となる。）
中学校	【新制】 中学校 義務教育学校の後期課程 中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の中学部
	【旧制】 高等小学校 国民学校の高等科 通信講習所普通科 青年学校普通科 実業補習学校
高校・旧中	【新制】 高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の高等部 准看護師（婦）養成所 高等学校卒業程度認定試験の合格者 <sup>1)</sup>
	【旧制】 高等学校尋常科 尋常中学校 高等中学校予科 高等女学校 実業学校（農業・工業・商業・水産学校など） 師範学校予科又は師範学校一部（3年修了のもの） 通信講習所高等科 鉄道教習所中等部・普通部（昭和24年までの卒業生） 青年学校本科
短大・高専	【新制】 短期大学 高等専門学校 都道府県立の農業者研修教育施設 看護師（婦）養成所 専門職短期大学
	【旧制】 高等学校高等科 大学予科 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科
大学	大学 水産大学校専門学科・専攻科 防衛大学校本科 防衛医科大学校医学科・看護学科 放送大学全科履修生 気象大学校大学部 専門職大学 職業能力開発総合大学校の長期課程（平成11年4月以降）
大学院	大学院 専門職大学院 水産大学校研究科 防衛大学校研究科 防衛医科大学校医学研究科 放送大学修士全科生

1) 平成16年度までの大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による試験の合格者も含める。

専修学校・各種学校については、入学資格や修業年数により、以下のとおり区分している。

専修学校・各種学校		学校区分
専修学校専門課程 (専門学校)	新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの <sup>1)</sup>	大学
	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの	短大・高専
専修学校高等課程 (高等専修学校)	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中

各種学校	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大・高専
	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中

1) 平成18年3月までの卒業者は「短大・高専」

《注意点》

- ・高等学校、短期大学及び大学については、定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含める。
- ・大学院については、修士課程（修士相当の課程を含む）以上を修了した場合に、「卒業」としている。ただし、修士課程を修了していても、大学院の博士課程に引き続き在学している場合には、「在学中」としている。
- ・外国の学校については、修業年限等により、それに相当する学校に区分している。

(3) 在学学校・未就学の種類

在学者を在学学校の種類により、「(2) 最終卒業学校の種類」で分類した「小学校」、「中学校」、「高校」、「短大・高専」、「大学」、「大学院」の六つのほか、未就学者を「幼稚園」、「保育園・保育所」、「認定こども園」、「その他」の四つに区分している。

## 2 世帯・家族の属性に関する用語

### 世帯の種類

昭和60年以降の調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

区分	内容
一般世帯	(1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。 (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舍の学生・生徒	学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

昭和55年以前の調査では、世帯の定義は次のとおりである。

### 昭和55年

昭和55年調査では、世帯を「普通世帯」と「準世帯」に区分している。

区分	内容
普通世帯	住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、普通世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく全て雇主の世帯に含めている。
準世帯	間借り・下宿などの単身者（世帯の単位：単身者一人一人）
	会社などの独身寮の単身者（世帯の単位：単身者一人一人）
	寮・寄宿舎の学生・生徒（世帯の単位：棟ごと）
	病院・療養所の入院者（世帯の単位：施設ごと）
	社会施設の入所者（世帯の単位：棟ごと）
	自衛隊営舎内居住者（世帯の単位：調査単位ごと）
	矯正施設の入所者（世帯の単位：調査単位ごと）
	その他（世帯の単位：一人一人）

従来「準世帯」に区分されていた間借り・下宿などの単身者及び会社などの独身寮の単身者について、その生活形態が、民間アパート等に居住する単身者の生活形態に近くなってきたことなどから、昭和60年以降の調査では、世帯を「普通世帯」と「準世帯」から「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分を変更した。

昭和60年以降の調査における「一般世帯」、「施設等の世帯」の区分と、55年調査での「普通世帯」、「準世帯」との対応関係は次のとおりである。

	一 般 世 帯	施 設 等 の 世 帯
普 通 世 帯	○ 住居と生計を共にしている人の集まり ○ 一戸を構えて住んでいる単身者	
準 世 帯	○ 間借り・下宿などの単身者 ○ 会社などの独身寮の単身者	○ 寮・寄宿舎の学生・生徒 ○ 病院・療養所の入院者 ○ 社会施設の入所者 ○ 自衛隊営舎内居住者 ○ 矯正施設の入所者 ○ その他

## 昭和35年～50年

昭和35年～50年の調査における世帯の定義は、55年調査と次の点で異なっている。

- ① 単身の住み込みの営業使用人は、5人以下の場合は雇主の世帯に含め、これを普通世帯とし、6人以上の場合は、営業使用人だけをまとめて一つの準世帯とした。
- ② 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍・独身寮などで、起居を共にしている単身者は、その寄宿舍・独身寮の棟ごとにまとめて一つの準世帯とした。

ただし、各戸が住宅の要件を備えている場合で、管理人以外に家族から成る普通世帯と単身者（一戸の居住者数は無関係）が同じ棟に居住しているような寮の単身者は、昭和55年調査と同様に一人一人を一つの普通世帯としている。なお、一戸に単身者二人以上が居住している場合は、一人を「給与住宅」に住む普通世帯、他を一人ずつ「住宅に間借り」の準世帯とした。

注) 昭和40年調査は、準世帯の内訳を調査していないため、一般世帯と施設等の世帯に区分することができないことから、時系列比較ができない。

## 昭和30年

昭和30年調査における世帯の定義は、35年～50年調査と次の点で異なっている。

- ① 単身の住み込みの営業使用人は全て、雇主の普通世帯に含めている。
- ② 間借り又は下宿屋に住み、それぞれ独立して生計を維持している単身者は、一人一人を準世帯とせず、棟ごとにまとめて一つの準世帯としている。

## 昭和25年

昭和25年調査における世帯の定義は、単独世帯の世帯主を「一人の準世帯」としていることのみ、30年調査と異なっている。

なお、普通世帯と一人の準世帯を合わせて「一般世帯」として表章した。

## 大正9年～昭和22年

大正9年～昭和22年の調査における世帯の定義は、30年調査と次の点で異なっている。

- ① いわゆる素人下宿の単身の下宿人は下宿主の普通世帯に含めている。
- ② 間借り自炊している単身者は間貸主とは別の普通世帯としている。

## 《注意点》

昭和22年以前の調査では、現在地方式によって人口を把握しているため、例えば、10月1日午前零時をはさんで旅行中の人は、旅館宿泊者の準世帯として把握している。

## 世帯の定義の変遷：大正9年～令和2年

区 分		大正9年 ～昭和22年	昭和25年	昭和30年	昭和35年 ～50年	昭和55年	昭和60年以降
単 独 世 帯 の 世 帯 主		普通世帯	一人の準世帯	普 通 世 帯		普通(単独)世帯	一般世帯
二人以上の普通世帯の世帯主 世帯主の親族 単身の同居人 単身の住み込みの家事使用人		普 通 世 帯					一般世帯
単身の住み込み 営業使用人	5人以下の場合	雇 主 の 普 通 世 帯			雇主の普通世帯	雇主の普通世帯	雇主の一般世帯
	6人以上の場合				まとめて一つの準世帯 <sup>1)</sup>		
素人下宿の 単身の下宿人	1人だけの場合	下宿主の 普通世帯	一 人 の 準 世 帯				一人の一般世帯
	2人以上の場合		まとめて一つの準世帯 <sup>1)</sup>	一人一人を一つの準世帯		一人一人を一つの一般世帯	
間借り自炊 する単身者	1人だけの場合	間貸主とは 別の普通世帯	一 人 の 準 世 帯				一人の一般世帯
	2人以上の場合		まとめて一つの準世帯 <sup>1)</sup>	一人一人を一つの準世帯		一人一人を一つの一般世帯	
下宿屋に下宿している単身者		まとめて一つの準世帯 <sup>1)</sup>			一人一人を一つの準世帯		一人一人を一つの一般世帯
会社などの独身寮(寄宿舎)		まとめて一つの準世帯 <sup>1)</sup>			一人一人を一つの準世帯		一人一人を一つの一般世帯
学 校 の 寄 宿 舎 病 院 ・ 療 養 所 社 会 施 設 船 舶 旧軍隊・旧警察予備隊・自衛隊 矯 正 施 設		ま と め て 一 つ の 準 世 帯 <sup>1)</sup>					まとめて一つの施設等の世帯 <sup>1)</sup>

1) 「まとめて一つ」とは、個々の準世帯及び施設等の世帯において住居、棟などにまとめるという意味である。

### 沖縄県の世帯

沖縄県の調査で用いた世帯の定義のうち、本土と異なるのは昭和35年調査における次の点のみである。

- ① 普通世帯と住居を共にし、生計を別にして単身の同居人、間借り人、4人以下の単身の下宿人及び営業使用人は、一人一人を一つの普通世帯とした。
- ② 準世帯は、「その他の世帯」として表章されており、この中には、普通世帯と住居を共にし、生計を別にして単身の家事使用人（一人一人を一つの世帯）と5人以上の下宿人及び営業使用人（まとめて一つの世帯）を含めた。

## 世帯主・世帯人員

### (1) 世帯主

「世帯主」とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっている。

### (2) 世帯人員

「世帯人員」とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

## 世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分している。

区分	内容
A－親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員（調査事項「世帯主との続き柄」が「世帯主又は代表者」、「世帯主の配偶者」、「子」、「子の配偶者」、「世帯主の父母」、「世帯主の配偶者の父母」、「孫」、「祖父母」、「兄弟姉妹」及び「他の親族」に該当する者）のみからなる世帯
B－非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にならない人（調査事項「世帯主との続き柄」が「住み込みの雇人」及び「その他」に該当する者）がいる世帯
C－単独世帯	世帯人員が一人の世帯
世帯の家族類型「不詳」	世帯の家族類型が判定できない世帯

### 《注意点》

平成17年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合は、親族世帯に含めている。例えば、次表の「(1) 夫婦のみの世帯」の場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含めている。

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分している。

区分	
1 核家族世帯	
	(1) 夫婦のみの世帯
	(2) 夫婦と子供から成る世帯
	(3) 男親と子供から成る世帯
	(4) 女親と子供から成る世帯

2 核家族以外の世帯	
	(5) 夫婦と両親から成る世帯
	[1] 夫婦と夫の両親から成る世帯
	[2] 夫婦と妻の両親から成る世帯
	(6) 夫婦とひとり親から成る世帯
	[1] 夫婦と夫のひとり親から成る世帯
	[2] 夫婦と妻のひとり親から成る世帯
	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯 <sup>1)</sup>
	[1] 夫婦、子供と夫の両親から成る世帯
	[2] 夫婦、子供と妻の両親から成る世帯
	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 <sup>1)</sup>
	[1] 夫婦、子供と夫のひとり親から成る世帯
	[2] 夫婦、子供と妻のひとり親から成る世帯
	(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯 例) 世帯主夫婦と世帯主の祖母から成る世帯
	(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯 例) 世帯主夫婦と配偶者の無い世帯主の子供と世帯主の祖母から成る世帯 <sup>2)</sup>
	(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯 <sup>1)</sup>
	[1] 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 例) 世帯主夫婦、世帯主の親と世帯主の兄弟姉妹から成る世帯
	[2] 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
	(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 <sup>1)</sup>
	[1] 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 例) 世帯主夫婦と配偶者の無い世帯主の子供、世帯主の親と世帯主の祖母から成る世帯 <sup>2)</sup>
	[2] 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯 例) 配偶者の無い世帯主と世帯主の兄から成る世帯 <sup>2)</sup>	
(14) 他に分類されない世帯 例) 配偶者の無い世帯主と世帯主の祖母から成る世帯 <sup>2)</sup>	

1) 夫の親か妻の親か特定できない場合を含む。

2) ここでいう「配偶者の無い」とは、同じ世帯の中に配偶者となる世帯員がいない場合をいう。

《注意点》

令和2年国勢調査の集計に用いられる「子供」の定義は複数あり、以下のとおり表章している。

表章名	内容
子供	親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続き柄の世帯員
子供 ※母（父）子世帯	母（父）子世帯の場合は、女（男）親からみた「子」にあたる続き柄の20歳未満の世帯員

同居児	「母」である世帯員と同居している20歳以下の世帯員
子 ※世帯主との続き柄	「世帯主又は代表者」とした人からみた続き柄において、「子」にあたる続き柄の世帯員（実子のほか、養子も含む。）
子 ※子（親）との同居・非同居	「親」である世帯員と同居している世帯員
子供（未婚の親族）	未婚の親族（ただし、世帯内の「最高齢の世代」及び「他の親族」の世帯員を除く。） 注）平成27年までは、「最高齢の世代」及び「他の親族」の世帯員を含む。

### 3 世代世帯

「3世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含む。

一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含まない。

「3世代世帯」を構成している家族類型の区分（前々頁及び前頁参照）は以下のとおりである。

区分名	
A－親族のみの世帯	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
	(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯 <sup>1)</sup>
	(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯 <sup>1)</sup>
	(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯 <sup>1)</sup>
	(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
	(14) 他に分類されない世帯 <sup>1)</sup>
B－非親族を含む世帯 <sup>1)</sup>	

1) 3未満の世代数の世帯を除く。

### 母子世帯・父子世帯

#### (1) 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

#### (2) 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

### (3) 母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)

「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員から成る一般世帯を含めた世帯をいい、世帯内の最も若い世代の親と子供により判定している。例えば、離別の45歳の「世帯主」、未婚の18歳の「子」、未婚の1歳の「孫」のような世帯は、「子」と「孫」の関係を母子世帯としている。

注) 母子世帯及び父子世帯は、昭和55年調査から集計しているが、昭和55年及び60年調査での母子世帯及び父子世帯の女親又は男親には未婚を含めていない。

## 65歳以上世帯員の単独世帯・夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

### (1) 65歳以上世帯員の単独世帯

65歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

### (2) 夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

平成27年までは(1)を「高齢単身世帯」、(2)を「高齢夫婦世帯」と表記していた。高齢単身世帯・高齢夫婦世帯については昭和55年から集計しているが、その定義は次のとおり各回調査で若干異なっている。

区分	調査年	内容
高齢単身世帯	昭和55年及び60年	60歳以上の人一人のみの世帯 60歳以上の人一人と未婚の18歳未満の者のみから成る世帯
高齢夫婦世帯	平成2年	夫又は妻のいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯
	昭和55年及び60年	夫又は妻のいずれかが60歳以上の夫婦1組のみの世帯 いずれかが60歳以上の夫婦1組と未婚の18歳未満の人のみから成る世帯(ただし、未婚の18歳未満の人が世帯主である場合には、いずれかが60歳以上の夫婦が世帯主の父母又は祖父母である世帯)

## 外国人のいる世帯の種類

外国人のいる世帯を、次のとおり区分している。ここでいう「外国人」には、「無国籍・国名「不詳」の者」を含む。

区分	内容
外国人のみ	世帯員全員が外国人の世帯
外国人と日本人がいる世帯	世帯内に外国人と日本人がいる世帯
日本人の親族がいる世帯	世帯内に外国人と日本人がいて、親族世帯員の中に日本人がいる世帯
外国人の親族がいる世帯	世帯内に外国人と日本人がいて、親族世帯員の中に日本人と外国人の両方がいる世帯

外国人の親族がいない世帯	世帯内に外国人と日本人がいて、親族世帯員が日本人のみの世帯。すなわち、親族世帯員の中に外国人がいない世帯
外国人の親族の有無「不詳」	世帯内に外国人と日本人がいて、かつ日本人の親族世帯員がいる世帯で、外国人の親族世帯員の有無が判定できない世帯
日本人の親族がいない世帯	世帯内に外国人と日本人がいて、親族世帯員の中に日本人がいない世帯。すなわち、親族世帯員が全て外国人の世帯
日本人の親族の有無「不詳」	世帯内に外国人と日本人がいて、日本人の親族世帯員の有無が判定できない世帯
日本人の有無「不詳」	外国人がいる世帯のうち、世帯内の日本人の有無が判定できない世帯

## 世帯の経済構成

「世帯の経済構成」は、一般世帯を世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業により分類したものであり、次のとおり区分している。

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者とした。

また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」を含み、「雇用者」には「役員」が含まれている。

なお、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していない。

区分	内容
農林漁業就業者世帯	世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯
農林漁業・業主世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主
農林漁業・雇用者世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯	世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯
農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主
農林漁業・雇用者混合世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
非農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
非農林漁業・雇用者混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者
非農林漁業就業者世帯	世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯
非農林漁業・業主世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいない世帯

非農林漁業・雇用者世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいない世帯
非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が業主）	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいる世帯
非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が雇用者）	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいる世帯
非就業者世帯	親族に就業者のいない世帯（親族全員が労働力状態「不詳」の世帯を含む。）
分類不能の世帯	上記に分類されない世帯

《注意点》

本分類においては、労働力状態「不詳」の世帯員を「非就業者」として取り扱っている。

### 3 住宅・居住地に関する用語

#### 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分している。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建の住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない单身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含む。
住居の種類 「不詳」	未回答などにより住居の種類が判定できない場合

#### 住宅の所有の関係及び持ち家の割合

##### (1) 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分している。

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合
都市再生 機構・公社 の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（「持ち家」、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」、「民営の借家」、「給与住宅」）の一部を借りて住んでいる場合

注) 昭和 25 年～40 年の調査では「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「民営借家」をまとめて「借家」として調査した。45 年及び 50 年では「公営の借家」及び「都市再生機構・公社の借家」をまとめて「公営・公団・公社の賃貸住宅アパート」として調査した。

また、昭和 55 年～平成 12 年の調査で「公団・公社の借家」として調査していたものを、平成 17 年調査から「都市再生機構・公社の借家」に変更し調査している。

## (2) 持ち家の割合

「持ち家の割合」とは、住宅に住む一般世帯に占める持ち家（世帯数）の割合をいう。

$$\text{持ち家の割合 (\%)} = \frac{\text{持ち家に住む一般世帯数}}{\text{住宅に住む一般世帯数}} \times 100$$

## 住宅の建て方

昭和55年調査以降、各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分している。

このうち共同住宅については、その建物の階数を「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11階建以上」の四つに区分し、平成7年からは世帯が住んでいる階についても調査している。また、平成17年から、「11階建以上」を「11～14階建」と「15階建以上」に細分し、五つに区分している。

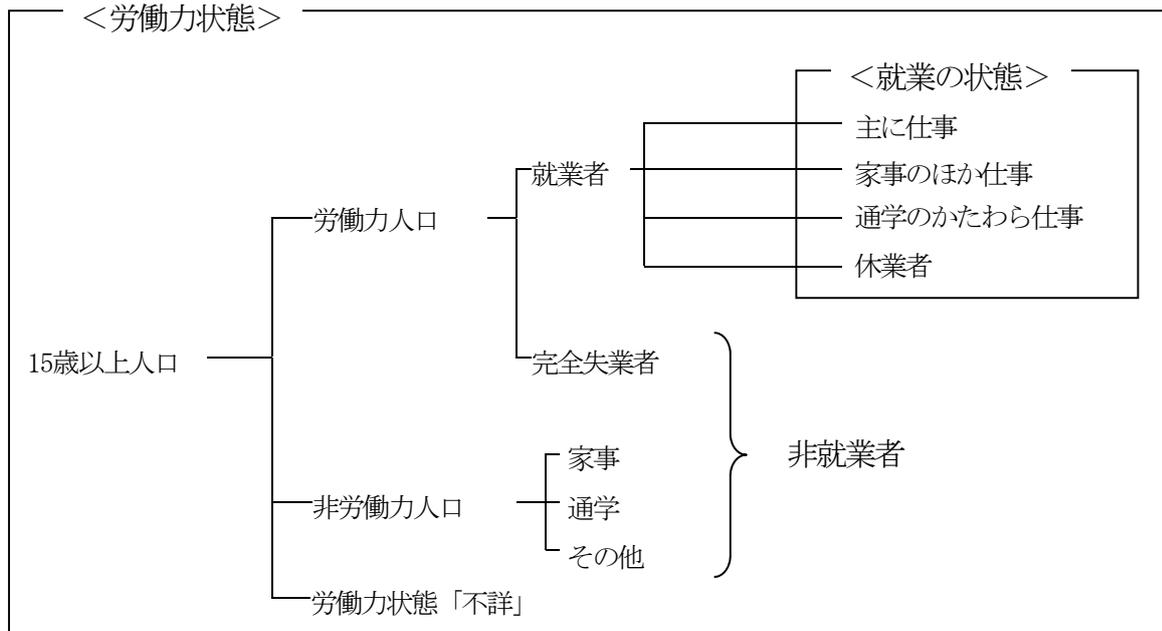
区分	内容
一戸建	1 建物が 1 住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含む。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラス・ハウス」も含む。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの なお、1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含む。 また、建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」の5つに区分している。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

#### 4 労働・就業の状態に関する用語

##### 労働力状態及び労働力率

###### (1) 労働力状態

「労働力状態」は、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分している。



※ 各用語の定義は、次ページに掲載している。

区分	内容
労働力人口	就業者と完全失業者
就業者	<p>調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者</p> <p>なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とする。</p> <p>(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合</p> <p>(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合</p> <p>また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含む。</p>
主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合
休業者	<p>(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合</p> <p>(2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合</p>
完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者
非労働力人口	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の者
家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学	主に通学していた場合
その他	<p>上のどの区分にも当てはまらない場合</p> <p>例えば、乳幼児のほか、高齢、病気などで少しも仕事をしなかった者</p>
労働力状態「不詳」	未回答などにより労働力状態が判定できない場合

《注意点》

「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含むが、幼稚園、保育園（保育所）又は認定こども園は含めない。

大正9年、昭和5年及び15年の国勢調査では、平常の職業の有無によって有業者と無業者に区別する「有業者方式」によっている。昭和25年から40年の調査では、上記の「就業者」、

「完全失業者」及び「非労働力人口」の定義と差異はないが、内訳について若干異なっており、変遷は以下のとおりである。ただし、昭和25年の結果及び30年の沖縄県の結果については14歳以上人口について集計していた。

調査年	労働力人口		非労働力人口
	就業者	完全失業者	
昭和40年	おもに仕事 <sup>1)</sup> 従に仕事 <sup>1)</sup> 休業者 <sup>1)</sup>	-	家事 <sup>1)</sup> 通学 <sup>1)</sup> その他 <sup>1)</sup>
昭和35年	おもに仕事 従に仕事 休業中	-	家事 通学 病気・老令 その他
昭和30年	従業中の者 おもに仕事をしていた者 <sup>1)</sup> おもに家事をしていた者 <sup>1)</sup> おもに通学していた者 <sup>1)</sup> その他 <sup>1)</sup> 休業中の者 おもに家事をしていた者 <sup>1)</sup> おもに通学していた者 <sup>1)</sup> その他 <sup>1)</sup>	おもに家事をしていた者 <sup>1)</sup> おもに通学していた者 <sup>1)</sup> その他 <sup>1)</sup>	家事をしていた者 <sup>1)</sup> 通学していた者 <sup>1)</sup> その他 <sup>1)</sup>
昭和25年	従業中 <sup>2)</sup> 休業中 <sup>2)</sup>	-	通学 <sup>2)</sup> 家事 <sup>2)</sup> 病気老齢等で働けないもの <sup>2)</sup> その他及び不詳 <sup>2)</sup>

注) 「-」は内訳が存在しないことを意味する(表頭における区分については存在している)。

1) 1%抽出集計結果のみ、上記の内訳を表章している。

2) 10%抽出集計結果のみ、上記の内訳を表章している。

## (2) 労働力率

「労働力率」とは、15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合のことをいう。

$$\text{労働力率 (\%)} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口 (労働力状態「不詳」を除く。)}} \times 100$$

## 従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が事業を営んでいるか、雇用されているかなどによって、以下のとおり区分したものである。

区分	内容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次という「役員」でない人
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人</li> <li>・ 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用される「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人</li> </ul>
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人
従業上の地位「不詳」	未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

「従業上の地位」の区分は、各回調査で若干異なっており、その変遷は次のとおりである。昭和15年調査からは、3区分で時系列比較をすることが可能となっている。

昭和25年～45年の沖縄県においても、「従業上の地位」は本土の調査と同じ定義で調査したため3区分で時系列比較することが可能となっている。

調査年	区分数	3区分表章での区分		
		自営業主	雇用者	家族従業者
平成22年以降	6区分	雇人のある業主 雇人のない業主 家庭内職者	雇用者 正規の職員・従業員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト・その他 役員	家族従業者

平成12年及び17年	6区分	雇人のある業主 雇人のない業主 家庭内職者	雇用者 常雇 臨時雇 役員	家族従業者
昭和50年～平成7年	6区分	雇人のある業主 雇人のない業主 家庭内職者	雇用者 役員	家族従業者
昭和45年	6区分	雇人のある業主 雇人のない業主 内職者	雇用者 役員	家族従業者
昭和40年	5区分	自営業主 内職者	雇用者 会社などの役員	自家営業の手 伝い
昭和35年	7区分	雇人のある業主 雇人のない業主 内職者	官公の雇用者 民間の雇用者 民間の役員	家族従業者
昭和30年	5区分	雇人のある業主 雇人のない業主	官公の雇用者 民間の雇用者	家族従業者
昭和25年	5区分	雇人のある業主 単独の業主	一般の雇用者 官公の雇用者	家族従業者
昭和22年	4区分	個人業主	会社及び団体の役員 雇用者	家族従業者
昭和15年	3区分	事業主	その他の有業者	家族従業者
大正9年及び昭和5年	2区分	業主	業主以外	

## 産業・職業

国勢調査に用いている産業分類及び職業分類は、日本標準産業分類並びに日本標準職業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類がある。

### (1) 産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう（「休業者」（調査週間中仕事を休んでいた人）については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

令和2年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）を基に再編成したもので20項目の大分類、82項目の中分類、253項目の小分類から成っている。

なお、産業大分類を3部門に集約している場合があるが、これらの区分については、次のとおりである。

部門	内訳
第1次産業	A 農業、林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業

第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	G 情報通信業	
	H 運輸業, 郵便業	I 卸売業, 小売業	J 金融業, 保険業
	K 不動産業, 物品賃貸業	L 学術研究, 専門・技術サービス業	
	M 宿泊業, 飲食サービス業	N 生活関連サービス業, 娯楽業	
	O 教育, 学習支援業	P 医療, 福祉	Q 複合サービス事業
	R サービス業 (他に分類されないもの)		
	S 公務 (他に分類されるものを除く)		

注) 産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については上記の3部門には含まない。

詳しい定義や内容例示については、日本標準産業分類

([https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm)) を参照

<参考> (特殊な再編成)

「I 卸売業, 小売業」の中分類「無店舗小売業」については、販売品によりそれぞれの小売業に分類することとし、有店舗、無店舗を区別していない。小分類「管理, 補助的経済活動を行う事業所」については、その活動の対象となる事業所の主な経済活動と同一の分類とする。

<<注意点>>

- ① 仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によっている。
- ② 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類している。

## (2) 職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいう（「休業者」（調査週間中仕事を休んでいた人）については、その人がふだん従事している仕事の種類）。

なお、従事した仕事二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によって分類する。

令和2年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）を基に再編成したもので、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成っている。

なお、職業大分類は、次のとおりである。

- A 管理的職業従事者
- B 専門的・技術的職業従事者
- C 事務従事者
- D 販売従事者
- E サービス職業従事者
- F 保安職業従事者
- G 農林漁業従事者

- H 生産工程従事者
- I 輸送・機械運転従事者
- J 建設・採掘従事者
- K 運搬・清掃・包装等従事者
- L 分類不能の職業

注) 詳しい定義や内容例示については、日本標準職業分類

([https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/shokgyou/21index.htm](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/21index.htm)) を参照

## 社会経済分類

「社会経済分類」は、人口を社会的・経済的特性によって分類したもので昭和45年調査から設けている。

これは、全人口について、まず年齢及び労働力状態により、さらに、就業者については職業及び従業上の地位を踏まえて分類したものである。分類区分は次のとおりとなっている。

- |                |                |              |
|----------------|----------------|--------------|
| 1 農林漁業者        | 9 教員・宗教家       | 17 保安職       |
| 2 農林漁業雇用者      | 10 文筆家・芸術家・芸能家 | 18 内職者       |
| 3 会社団体役員       | 11 管理職         | 19 学生生徒      |
| 4 商店主          | 12 事務職         | 20 家事従事者     |
| 5 工場主          | 13 販売人         | 21 その他の15歳以上 |
| 6 サービス・その他の事業主 | 14 技能者         | 非就業者         |
| 7 専門職業者        | 15 労務作業者       | 22 15歳未満の者   |
| 8 技術者          | 16 個人サービス人     | 23 分類不能      |

## 令和2年国勢調査社会経済分類表

社会経済分類	年齢	労働力 状態 1)	職 業			従業上の 地 位 2)
			大 分 類	中 分 類	小 分 類	
1. 農林漁業者	15歳以上	1～4	G 農林漁業従事者	46 農業従事者 47 林業従事者 48 漁業従事者	461, 462, 469 (471～479) (481～489)	4～7 4～7 4～7
2. 農林漁業雇用者	15歳以上	1～4	G 農林漁業従事者	46 農業従事者 47 林業従事者 48 漁業従事者	461, 462, 469 (471～479) (481～489)	1, 2, 3 1, 2, 3 1, 2, 3
3. 会社団体役員	15歳以上	1～4	A 管理的職業従事者	02 法人・団体役員	(021, 02a)	4
4. 商店主	15歳以上	1～4	D 販売従事者 E サービス職業従事者	32 商品販売従事者 40 接客・給仕職業従事者	321, 322 401	4～7 4～7
5. 工場主	15歳以上	1～4	H 生産工程従事者	49 製品製造・加工処理従事者 (金属製品) 50 製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く) 51 樹木組立従事者	(49a～49j) (50a～50j) (51a～51f)	4, 5 4, 5 4, 5



社会経済分類	年齢	労働力 状態 1)	職 業			従業上の 地 位 2)
			大 分 類	中 分 類	小 分 類	
				72 包装従事者 73 その他の運搬・清掃・包装等従事者 L 分類不能の職業 99 分類不能の職業	(721) (739) (999)	4,5 4,5 4,5
7. 専門職業者	15歳以上	1～4	B 専門的・技術的職業従事者	05 研究者 12 保健医療従事者 17 法務従事者 18 経営・金融・保険専門職業従事者 19 教員	(051, 052) 121～124 17a, 17c (181～18a) 19c	1～7 1～7 1～6 1～7 1～4
8. 技術者	15歳以上	1～4	B 専門的・技術的職業従事者  E サービス職業従事者  I 輸送・機械運搬従事者	06 技術者 12 保健医療従事者 37 保健医療サービス職業従事者 62 船舶・航空機運搬従事者	(06a～11a) 131～15a (371, 37a) 62a 624	1～7 1～7 1～4, 7 1～7 1～4
9. 教員・宗教家	15歳以上	1～4	B 専門的・技術的職業従事者	16 社会福祉専門職業従事者 19 教員  20 宗教家 24 その他の専門的職業従事者	(163, 16a) 191 192～196 199 (201) 24s, 24t	1～7 1～5, 7 1～4 1～7 1, 3～7 1～7
10. 文筆家・芸術家・ 芸能家	15歳以上	1～4	B 専門的・技術的職業従事者	21 著述家, 記者, 編集者 22 美術家, デザイナー, 写真家, 映像撮影者 23 音楽家, 舞台芸術家 24 その他の専門的職業従事者	211 (22a～225) (231, 23a) 24a～24r, 245, 24c	1～6 1～7 1～7 1～7
11. 管理職	15歳以上	1～4	A 管理的職業従事者	01 管理的公務員 03 その他の管理的職業従事者	(01a) (03a, 049)	1 1, 3, 7
12. 事務職	15歳以上	1～4	B 専門的・技術的職業従事者  C 事務従事者  I 輸送・機械運搬従事者	17 法務従事者 21 著述家, 記者, 編集者 25 一般事務従事者 26 会計事務従事者 27 生産関連事務従事者 28 営業・販売事務従事者 29 外勤事務従事者 30 運輸・郵便事務従事者 31 事務用機器操作員 63 その他の輸送従事者	179 212 (25a～25c) (26a) (27a) (28a) 292, 299 (30a, 303) (311～31a) 631	1, 3, 4, 6 1～4, 6 1～4, 6, 7 1～4, 6, 7 1～4, 6, 7 1～4, 6, 7 1～4, 6, 7 1～4, 6, 7 1～4, 6, 7 1, 2, 3, 6
13. 販売人	15歳以上	1～4	C 事務従事者  D 販売従事者	29 外勤事務従事者 32 商品販売従事者	291 321, 322	1～4, 6, 7 1, 2, 3



社会経済分類	年齢	労働力 状態 1)	職 業			従業上の 地 位 2)
			大 分 類	中 分 類	小 分 類	
			F 保安職業従事者	43 保安職業従事者	453, 459	6, 7
			K 運搬・清掃・包装等従事者	71 清掃従事者	712	1~4, 6, 7
17. 保安職	15 歳以上	1~4	F 保安職業従事者	43 保安職業従事者	(43a~459)	1, 2, 3
18. 内職者	15 歳以上	1~3	C 事務従事者	25 一般事務従事者	25c	8
			H 生産工程従事者	49 製品製造・加工処理従事者 (金属製品)	49j	8
				50 製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)	50c~50j	8
				51 機械組立従事者	(51a~51f)	8
				56 製品検査従事者	(56a~579)	8
				58 機械検査従事者	(581~585)	8
K 運搬・清掃・包装等従事者	72 包装従事者	(721)	8			
L 分類不能の職業	99 分類不能の職業	(999)	8			
19. 学生生徒	15 歳以上	7	-	-	-	-
20. 家事従事者	15 歳以上	6	-	-	-	-
21. その他の15歳 以上非就業者	15 歳以上	5, 8	-	-	-	-
22. 15歳未満の者	15歳未満	-	-	-	-	-
23. 分類不能	15 歳以上	1~4	L 分類不能の職業	99 分類不能の職業	(999)	1, 2, 3, 6, 7

注) 年齢「不詳」、労働力状態「不詳」又は従業上の地位「不詳」の者は、社会経済分類「23. 分類不能」とする。

なお、小分類欄の( )は、該当する中分類に含まれる職業小分類項目全てであることを示す。

職業小分類の項目名は「参考9 令和2年国勢調査職業分類及び日本標準職業分類との比較対照表」参照

1) 労働力状態

- 1 主に仕事
- 2 家事などのほか仕事
- 3 通学のかたわら仕事

- 4 休業者
- 5 完全失業者
- 6 家事

- 7 通学
- 8 その他

2) 従業上の地位

- 1 正規の職員・従業員
- 2 労働者派遣事業所の派遣社員
- 3 パート・アルバイト・その他
- 4 役員
- 5 雇人のある業主
- 6 雇人のない業主
- 7 家族従業者
- 8 家庭内職者

## 5 従業地・通学地に関する用語

### 通勤者・通学者

#### (1) 通勤者

「通勤者」とは、従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者をいう。

#### (2) 通学者

「通学者」とは非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者をいう。この場合の学校には、小学校、中学校、高等学校、短期大学、高等専門学校、大学、大学院のほか、予備校、洋裁学校などの各種学校、専修学校が含まれるが、幼稚園、保育園（保育所）又は認定こども園は含まれない。また、ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「通勤者」としている。

### 従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が仕事をしている場所、又は通学者が通学している学校の場所をいい、次のとおり区分している。

項目名		内容
常住地による人口（夜間人口）		(a) 当該地域に常住している人口 (a)=(b)+(c)+(f)+(k)
従業も通学もしていない		(b) 常住者のうち、労働力状態が「完全失業者」「家事」「その他」の者
自市区町村で従業・通学		(c) 常住者のうち、従業地が「自宅」又は従業地・通学地が「同じ区・市町村」の者 (c)=(d)+(e)
	自宅で従業	(d) 常住者のうち、従業地が「自宅」の者
	自宅外の自市区町村で従業・通学	(e) 常住者のうち、従業地・通学地が「同じ区・市町村」の者
他市区町村で従業・通学		(f) 常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」の者 (f)=(g)+(h)+(i)+(j)
	自市内他区で従業・通学	(g) 21 大都市の常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と同じ市内の他区の者

	県内他市町村で従業・通学	(h)	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と同じ都道府県内の他市町村の者
	他県で従業・通学	(i)	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と別の都道府県の者
	従業・通学市区町村「不詳・外国」	(j)	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所（市区町村）が不詳及び外国の者
	従業地・通学地「不詳」	(k)	常住者のうち、従業地・通学地が不詳の者（労働力状態が「不詳」の者を含む。）
	(再掲) 流出入口	(l)	当該地域から当該地域以外へ通勤・通学している者 都道府県 (l)=(i) 市町村 (l)=(h)+(i) 区 (l)=(g)+(h)+(i)
従業地・通学地による人口（昼間人口）		(m)	「常住地による人口」から「流出入口」を除き、「流入人口」を加えたもの 全国、区 (m)=(b)+(c)+(j)+(k)+(o)+(p)+(q) 都道府県 (m)=(b)+(c)+(g)+(h)+(j)+(k)+(q) 市町村 (m)=(b)+(c)+(g)+(j)+(k)+(p)+(q)
	うち他市区町村に常住	(n)	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と異なる市区町村の者 (n)=(o)+(p)+(q)
	自市内他区に常住	(o)	21 大都市の通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と同じ市内の他区の者
	県内他市町村に常住	(p)	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と同じ都道府県内の他市町村の者
	他県に常住	(q)	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と別の都道府県の者
	うち従業地・通学地「不詳」又は従業・通学市区町村「不詳・外国」で当地に常住している者	(r)	従業地・通学地が不詳の者（労働力状態が「不詳」の者を含む）又は従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所（市区町村）が不詳及び外国の者のうち、当地に常住している者

(再掲) 流入人口	(s)	当該地域以外から当該地域へ通勤・通学している者 都道府県 (s)=(q) 市町村 (s)=(p)+(q) 区 (s)=(o)+(p)+(q)
昼夜間人口比率	(t)	夜間人口 100 人当たりの昼間人口の比率 (m)/(a) × 100

注) 21大都市とは、政令指定都市及び東京都特別区部をいう。

#### 《注意点》

- ・従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。
- ・夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していない。
- ・昭和 30 年調査では、就業者についてのみ、事業所の所在地（従業地）を調査しており、通学地の調査をしていない。また、昭和 35 年以降の調査は、従業地、通学地共に調査しているが、35 年及び 40 年調査は自宅就業者と自宅外の自市区町村内就業者を区別していない。
- ・昼間人口は昭和 35 年調査から算出しているが、35 年及び 40 年調査では、通学者の出入りを計算する際に、15 歳以上の者に限っている。また、昭和 55 年調査から平成 17 年調査まで、従業地・通学地の集計では、年齢「不詳」の者を集計対象外としていたが、平成 22 年以降の調査では年齢「不詳」の者も集計対象としている。

#### 従業・通学時の世帯の状況

「従業・通学時の世帯の状況」は、一般世帯について、その世帯員の従業・通学の状況により区分するもので昭和60年調査から設けている。この分類では、一般世帯を「通勤・通学者のみの世帯」と「通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者か通学者かにより、また、「通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出掛けた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分している。

区分	内容	備考
通勤・通学者のみの世帯	世帯員の全てが通勤・通学者である世帯	
通勤者のみ	世帯員の全てが通勤者である世帯	この三つの分類は、平成 2 年調査から用いている。
通学者のみ	世帯員の全てが通学者である世帯	
通勤者と通学者のいる世帯	世帯員に通勤者、通学者共にいる世帯	

通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯			
通勤・通学者以外の世帯員の構成	65歳以上の世帯員のみ	65歳以上の人のみ	
	65歳以上の世帯員と6歳未満の世帯員のみ	65歳以上の人と6歳未満の人のみ	
	65歳以上の世帯員と6歳未満の世帯員と女性のみ	65歳以上の人と6歳未満の人と6～64歳の女性のみ	
	65歳以上の世帯員と女性のみ	65歳以上の人と6～64歳の女性のみ	
	6歳未満の世帯員のみ	6歳未満の人のみ	昭和60年調査は、「その他」に含んでいる。
	6歳未満の世帯員と女性のみ	6歳未満の人と6～64歳の女性のみ	
	女性のみ（6歳未満及び65歳以上の者を除く）	6～64歳の女性のみ	
	その他	上記以外	

## 利用交通手段

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類により、次のとおり区分している。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、徒歩以外に2種類以上を利用している場合はその全ての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計している。

区分とその内容は次のとおりである。

区分	内容
徒歩のみ	徒歩だけで通勤又は通学している場合
鉄道・電車	電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合
乗合バス	乗合バス（トロリーバスを含む。）を利用している場合
勤め先・学校のバス	勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合 従業員の送迎用に会社が借り上げたバスを利用している場合も含む。
自家用車	自家用車（事業用と兼用の自家用車を含む。）を利用している場合 勤め先の乗用車を利用している場合も含む。
ハイヤー・タクシー	ハイヤー・タクシーを利用している場合 勤め先が雇い上げたハイヤー・タクシーを利用している場合も含む。
オートバイ	オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
自転車	自転車を利用している場合
その他	船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合

## 6 世帯の移動に関する用語

### 居住期間

「居住期間」とは、その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」、居住期間「不詳」に区分している。

なお、現在の場所に住み始めてから、転勤、旅行などのため3か月以上にわたる不在期間がある場合は、その不在期間の後、現在の場所に戻ってきてからの期間が居住期間となる。

### 5年前の常住地

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前にふだん居住（常住）していた市区町村をいう。

令和2年調査では、平成27年10月1日（前回調査時）に常住していた市区町村について調査し、5年前から調査時までの当該地域への転入状況を、次のとおり区分している。

また、5年前には当該地域に常住していたが、転出し、令和2年調査時には他の地域に常住していた人は、「5年前の常住者」として、当該地域の結果表に表章している。

なお、平成12年以前の調査では5歳以上の人のみ集計していたが、22年以降の調査では、5歳未満の人についても、出生後に常住していた場所を調査し、集計している。

項目名		内容
常住者（現住地による人口）	(a)	当該地域に常住している人口 (a)=(b)+(e)+(h)+(i)+(j)+(k)+(l)
現住所	(b)	常住者のうち、5年前の常住地が「現在と同じ場所」の者
移動あり (5年前の常住市区町村「不詳」を除く)	(c)	常住者のうち、5年前の常住地が「現在と同じ場所」以外の者
国内から	(d)	常住者のうち、5年前の常住地が「同じ区・市町村内の他の場所」の者及び「他の区・市町村」の者
自市町村内から	(e)	常住者のうち、5年前の常住地が「同じ区・市町村内の他の場所」の者及び21大都市の常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と同じ市内の他区の者
自区内から	(f)	21大都市の常住者のうち、5年前の常住地が「同じ区・市町村内の他の場所」の者

	自市内他区から	(g)	21 大都市の常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と同じ市内の他区の者
	県内他市町村から	(h)	常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と同じ都道府県内の他市町村の者
	他県から	(i)	常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と別の都道府県の者
	国外から	(j)	常住者のうち、5年前の常住地が「外国」の者
	5年前の常住市区町村「不詳」	(k)	常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所（市区町村）が不詳の者
	移動状況「不詳」	(l)	常住者のうち、5年前の常住地が不詳の者
	(再掲) 転入	(m)	5年前は当該地域以外に常住していたが、現在は当該地域に常住している者 全国 (m)=(j) 都道府県 (m)=(i)+(j) 市町村 (m)=(h)+(i)+(j) 区 (m)=(g)+(h)+(i)+(j)
	5年前の常住者 (5年前の常住地による人口)	(n)	5年前に当該地域に常住していた人口（5年前の常住地が「外国」の者は含まない。） 全国 (n)=(b)+(e)+(h)+(i)+(k) 都道府県 (n)=(b)+(e)+(h)+(r) 市町村 (n)=(b)+(e)+(q)+(r) 区 (n)=(b)+(f)+(p)+(q)+(r)
	移動あり（国内）	(o)	5年前の常住者のうち、5年前の常住地が「現在と同じ場所」以外の者（5年前の常住地が現住所とは異なる者） 全国 (o)=(e)+(h)+(i)+(k) 都道府県 (o)=(e)+(h)+(r) 市町村 (o)=(e)+(q)+(r) 区 (o)=(f)+(p)+(q)+(r)
	うち自市内他区へ	(p)	21 大都市の5年前の常住者のうち、現在の常住地が5年前の常住地と同じ市内の他区の者
	うち県内他市町村	(q)	5年前の常住者のうち、現在の常住地が5年前の常住地と同じ都道府県内の他市町村の者
	うち他県へ	(r)	5年前の常住者のうち、現在の常住地が5年前の常住地と別の都道府県の者

(再掲) 転出	(s)	5年前は当該地域に常住していたが、現在は当該地域以外に常住している者 全国 — 都道府県 (s)=(r) 市町村 (s)=(q)+(r) 区 (s)=(p)+(q)+(r)
---------	-----	--

注) 21大都市とは、政令指定都市及び東京都特別区部をいう。

## 世帯の移動類型

一般世帯について、5年前の常住地からの移動状況により、次のとおり区分している。

なお、平成12年以前の調査では5歳以上の人のみ集計していたが、22年以降の調査では、5歳未満の人についても、出生後ふだん住んでいた場所により区分し、集計している。

区分	内容
全世帯員が移動の世帯	全世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯
全世帯員の5年前の常住市区町村が同一の世帯	全世帯員の5年前の常住地が現住所以外の同一市区町村である世帯
一部世帯員の5年前の常住市区町村が異なる世帯	全世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯のうち、5年前の常住市区町村が世帯主の5年前の常住市区町村と異なる世帯員がいる世帯
5年前の常住市区町村の異同が「不詳」の世帯	世帯内における5年前の常住市区町村の異同が「不詳」の世帯
一部世帯員が移動の世帯	一部の世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯
世帯員の移動がない世帯	全世帯員の5年前の常住地が現住所の世帯
世帯の移動類型「不詳」	世帯の移動状況が不詳の世帯

## 7 地域区分に関する用語

### 都道府県・市区町村

(1) 都道府県

国勢調査実施日（令和2年10月1日）現在の境界による、各都道府県の区域をいう。

(2) 市区町村

国勢調査実施日（令和2年10月1日）現在の境界による、各市町村、東京都特別区部の各区及び政令指定都市の各区の区域をいう。

(3) 2000年（平成12年）市区町村

平成17年調査から、一部の統計表については、いわゆる「平成の大合併」以前の結果との比較を可能とし、過疎対策などの法定利用が見込まれるため、平成12年10月1日現在の市区町村の境界に合わせて組み替えた人口等も掲載している。

(4) 境界変更等に伴う前回調査結果の取扱い

市区町村の境界変更等に伴って、同じ場所に住んでいても市区町村が変わることがあるため、前回の調査結果との比較においては、平成27年調査結果を、令和2年10月1日現在の都道府県及び市区町村の境域に合わせて組み替えた人口及び世帯数を掲載している。

### 21大都市

「大都市」とは、政令指定都市及び東京都特別区部をいう。

令和2年調査では、東京都特別区部及び札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、川崎、相模原、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡、熊本の各市が該当する。

### 人口集中地区

人口集中地区は、町村合併促進法（昭和28年法律第258号）及び新市町村建設促進法（昭和31年法律第164号）による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査（沖縄県は昭和45年国勢調査）から新たに設定した。現在では、地方交付税の交付額算定基準の一つとして利用されているほか、都市計画、地域開発計画などの各種行政施策、学術研究、民間の市場調査などに広く利用されている。

人口集中地区設定の基礎的な地域単位は、基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）である。

令和2年の「人口集中地区」は以下の2点を条件として設定した。

- (1) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区等（原則として人口密度が1km<sup>2</sup>当たり

4,000人以上)が隣接していること。

(2) それらの隣接した地域の人口が令和2年国勢調査時に5,000人<sup>1)</sup>以上を有すること。

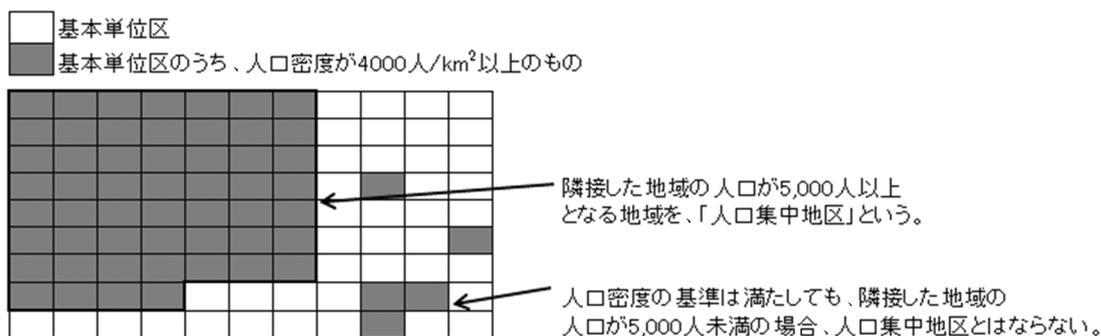
なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記(1)の基本単位区等に隣接している場合には、上記(1)を構成する地域に含めている。したがって、個別の人口集中地区の中には、人口密度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人に満たないものがあるが、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

- 1) 昭和35年及び40年の国勢調査の人口集中地区の中には人口5,000人に満たないものがあるが、これは、両年の人口集中地区の設定に当たって、35年及び40年の国勢調査人口ではなく、それぞれの前年の10月1日現在の調査区設定時の推定人口を用いたためである。

## 人口集中地区符号

同一市区町村に2か所以上の人口集中地区が設定されている場合は、人口の多い順に、01、02、03……の符号でそれぞれの人口集中地区を表示している。

<人口集中地区の概念図>



## 準人口集中地区

「準人口集中地区」とは、市区町村の境域内で、人口集中地区と同じ基準で人口密度の高い基本単位区が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が3,000人以上5,000人未満の地域である。

## 連合人口集中地区

「連合人口集中地区」とは、東京都特別区部及び政令指定都市の各区の人口集中地区のうち、各区の境界を挟んで地理的に接続している人口集中地区をまとめてそれぞれ一つの地域単位とみなした地域である。これは、都市的地域（市街地）としての一体性、政令指定都市となる前と後との統計上の時間的接続性を考慮したものである。

ただし、東京都特別区部及び政令指定都市において準人口集中地区が各区の境界を挟んで接続し、その合計人口が5,000人以上となっても連合人口集中地区とはしない。

昭和35年以降の各年の国勢調査における東京都特別区部及び政令指定都市の人口集中地区数の算出は、この連合人口集中地区によっている。

## 大都市圏・都市圏とその中心市・周辺市町村

「大都市圏」及び「都市圏」は、広域的な都市地域を規定するため行政区域を越えて設定した統計上の地域区分であり、中心市及びこれに社会・経済的に結合している周辺市町村によって構成した地域である。

「大都市圏」は、昭和35年調査から、各回の調査ごとに従業地・通学地の集計結果を基に設定しており、「都市圏」は50年調査から設定している。

各大都市圏・都市圏についての集計は、その全域についてだけでなく、中心市の地域と周辺市町村の地域について行っている。

大都市圏・都市圏の「中心市」と「周辺市町村」は、昭和50年調査以降、以下の基準により設定している。

### (1) 中心市

大都市圏の「中心市」は、政令指定都市及び東京都特別区部としている。

ただし、中心市が互いに近接している場合には、それぞれについて大都市圏を設定せず、その地域を統合して一つの大都市圏としている（例：関東大都市圏）。

都市圏の「中心市」は、大都市圏に含まれない人口50万以上の市としている。

### (2) 周辺市町村

「周辺市町村」は、大都市圏及び都市圏の中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が当該市町村の常住人口の1.5%以上であり、かつ中心市と接続している市町村としている。

ただし、中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が1.5%未満の市町村であっても、その周囲が周辺市町村の基準に適合した市町村によって囲まれている場合は、「周辺市町村」としている。

以上の基準に基づき設定した令和2年調査における「大都市圏・都市圏」とその「中心市」は、次のとおり。

大都市圏	中心市	都市圏	中心市
札幌大都市圏	札幌市	宇都宮都市圏	宇都宮市
仙台大都市圏	仙台市	松山都市圏	松山市

関東大都市圏	さいたま市、千葉市、東京都特別区部、横浜市、川崎市、相模原市
新潟大都市圏	新潟市
静岡・浜松大都市圏	静岡市、浜松市
中京大都市圏	名古屋市
近畿大都市圏	京都市、大阪市、堺市、神戸市
岡山大都市圏	岡山市
広島大都市圏	広島市
北九州・福岡大都市圏	北九州市、福岡市
熊本大都市圏	熊本市

鹿児島都市圏	鹿児島市
--------	------

大都市圏・都市圏を構成する市町村については、以下を参照のこと。

○令和2年国勢調査 大都市圏及び都市圏 構成市町村一覧

URL [https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/ma\\_arealist.pdf](https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/ma_arealist.pdf)

大都市圏の中心市の設定基準の推移は次のとおり。

調査年	設定基準
昭和50年以降	現行の基準（東京都特別区部及び政令指定都市。ただし、中心市が互いに近接している場合には、それぞれについて大都市圏を設定せず、その地域を統合して一つの大都市圏）
昭和45年	人口50万以上の市
昭和40年	人口100万以上の市（ただし、人口100万以上の市と同一都道府県内に人口50万以上の市が存在している場合は、これら人口50万以上の市も中心市としています。）
昭和35年	人口60万以上の市

大都市圏の各回調査の名称及び中心市の変遷は次のとおり。

大都市圏名	中心市	国勢調査の実施年												
		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
京浜大都市圏 (平成2年まで)	東京都特別区部	○	○	○	○	○	○	○						
	横浜市	○	○	○	○	○	○	○						
	川崎市	○	○	○	○	○	○	○						

京浜葉大都市圏 (平成7年から12年まで)	東京都特別区部								○	○	○				
	横浜市								○	○	○				
	川崎市								○	○	○				
	千葉市								△	○	○				
関東大都市圏 (平成17年から)	東京都特別区部										○	○	○	○	○
	横浜市										○	○	○	○	○
	川崎市										○	○	○	○	○
	千葉市										○	○	○	○	○
	さいたま市										△	○	○	○	○
	相模原市												○	○	○
中京大都市圏	名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京阪神大都市圏 (平成17年まで)	京都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	尼崎市			○	○										
	堺市				○										
	東大阪市				○										
近畿大都市圏 (平成22年から)	京都市												○	○	○
	大阪市												○	○	○
	神戸市												○	○	○
	堺市												○	○	○
北九州・福岡大都市圏	北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	福岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌大都市圏	札幌市			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仙台大都市圏	仙台市			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島大都市圏	広島市			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡大都市圏 (平成17年のみ)	静岡市											○			
静岡・浜松大都市圏 (平成22年から)	静岡市												○	○	○
	浜松市												○	○	○
新潟大都市圏	新潟市												○	○	○
岡山大都市圏	岡山市												○	○	○
熊本大都市圏	熊本市													○	○

注) △は参考値として、別掲で表章

## キロ圏・距離帯

旧東京都庁（東京都千代田区）、大阪市役所（大阪市北区）、名古屋市役所（名古屋市中区）を中心とする一定の半径の円内に含まれる町丁・字等の地域を合わせて、それぞれ東京70キロ圏、大阪50キロ圏、名古屋50キロ圏を設定し、それぞれの圏内を、幅10キロメートルごとに0～10キロ、10～20キロ、……の同心円状の距離帯に区分している。

キロ圏・距離帯の設定単位の推移は次のとおり。

調査年	設定単位
平成22年以降	町丁・字等
平成17年	基本単位区
平成12年以前	市区町村

## 基本単位区

「基本単位区」は、市区町村を細分した地域（学校区、町丁・字等など）についての結果を利用できるようにするために、平成2年調査の際に導入した地域単位である。これを表す基本単位区番号は、4桁の町字コードと5桁の基本単位区コードから構成されている。街区方式による住居表示を実施している地域では、原則として一つの街区を基本単位区の区画としている。それ以外の地域では、街区方式の場合に準じ、道路、河川、鉄道、水路など地理的に明瞭で恒久的な施設等によって分けられた区域を基本単位区の区画としている。基本単位区の区画は、街区方式による住居表示の新たな実施などやむを得ない理由により変更する場合のほかは、固定されている。

基本単位区を用いた集計は平成2年調査から行っているが、昭和60年以前の調査には調査員の担当区域である調査区別の集計を行っていた。平成2年調査以降、調査区の設定も基本単位区を基に行うようになっており、通常、一つの基本単位区か、又は二つ以上の基本単位区を組み合わせ一つ調査区を設定する。ただし、世帯数の多い基本単位区については、これを分割して調査区を設定する場合があります。この場合は、基本単位区別の集計に加えて、各調査区についての集計も行っている。

<小地域集計第1表（基本単位区別集計）の見方>

「人口集中地区符号」は、「01」であれば人口集中地区、「51」であれば準人口集中地区であることを表している。

なお、市区町村内に人口集中地区や準人口集中地区が複数存在する場合は、人口の大きい人口集中地区から、01、02…と付与している（準人口集中地区は51、52…）。

町字コード		基本単位区コード						人口
市区町村コード	基本単位区番号	調査区番号	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名	人口集中地区符号	総数
1101	100000090	1807.2.1	北海道	札幌市中央区	宮の森			
1101	100000100	1841.1.3	北海道	札幌市中央区	宮の森		1	26
1101	110000011	1835.2.	北海道	札幌市中央区	盤渓			41
1101	110000012	1836.4.	北海道	札幌市中央区	盤渓			45
1101	110000013	1833.4.	北海道	札幌市中央区	盤渓			87
1101	110000020	1837.1.1	北海道	札幌市中央区	盤渓			81
				札幌市中央区	宮の森一条	一丁目	1	40
				札幌市中央区	宮の森一条	一丁目	1	48
				札幌市中央区	宮の森一条	二丁目	1	29
				札幌市中央区	宮の森一条	二丁目	1	54
				札幌市中央区	宮の森一条	三丁目	1	146
1101	120103010	1953.1.	北海道	札幌市中央区	宮の森一条	三丁目	1	53
1101	120104010	1956.1.	北海道	札幌市中央区	宮の森一条	四丁目	1	87
1101	120104010	1957.1.	北海道	札幌市中央区	宮の森一条	四丁目	1	66
1101	120105010	1958.1.	北海道	札幌市中央区	宮の森一条	五丁目	1	66

基本単位区別の統計表であるが、基本単位区の中に複数の調査区がある地域については調査区ごとに集計している。

**町丁・字等**

「町丁・字等」は、一つの市区町村内で、9桁のコードで記される基本単位区の先頭6桁のコードが同じ基本単位区を合わせた地域をいい、平成7年調査の際に導入した地域単位である。

町丁・字等は、おおむね市区町村内の「△△町」、「〇〇2丁目」、「字□□」などの区域に対応している。

なお、町丁・字別等では、結果数値が著しく小さい地域については、秘匿処理を行い、近隣の地区に合算して表章している。

市区町村コード	町丁字コード	地域階層レベル	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名	人口 総数
1204	3810	3				北海道	旭川市	近文町		1804
1204	381011	4								
1204	381012	4								
1204	381013	4								
1204	381014	4								
1204	381015	4								
1204	381016	4				北海道	旭川市	近文町	十六丁目	77
1204	381017	4	合算地域あり		381018:381019	北海道	旭川市	近文町	十七丁目	82
1204	381018	4	秘匿地域	381017		北海道	旭川市	近文町	十八丁目	X
1204	381019	4	秘匿地域	381017		北海道	旭川市	近文町	十九丁目	X
1204	381020	4				北海道	旭川市	近文町	二十丁目	
1204	381021	4				北海道	旭			
1204	381022	4								

「合算地域あり」は、秘匿されている他の地域をこの地域に合算していることを表しており、「合算地域」欄に合算された地域の番号を記載している。この場合、381018（十八丁目）、381019（十九丁目）の2地域を合算していることを表している。

地域階層レベルは、「1」であれば市区町村単位、「2」であれば大字・町名（異なる字・丁目の地域を含まないもの）、「3」であれば大字・町名が同じ字・丁目の合計、「4」であれば字・丁目単位で表章された結果であることを表している。

「秘匿地域」は結果数値が著しく小さいため秘匿されている地域であり、「秘匿先情報」欄に合算先の番号を記載している。この場合、381018（十八丁目）、381019（十九丁目）の2地域は、数値が著しく小さいため、381017（十七丁目）に合算していることを表している。

秘匿地域は、結果数値を「x」に置き換えている。  
「合算地域あり」の記載がある行の数値は、その地域と秘匿地域との合計であることに注意が必要である。  
この例の場合、3地域の合計の人口が82人であることを表している。

## 地域メッシュ統計

「国勢調査に関する地域メッシュ統計」は、国土を緯度・経度により方形の小地域区画（地域メッシュ）に細分し、この区画に国勢調査の結果を対応させて編集した統計である。

地域メッシュ統計については以下を参照

○地域メッシュ統計の概要（総務省統計局ホームページ）

URL <https://www.stat.go.jp/data/mesh/gaiyou.html>

## 都市計画の地域区分

都市計画区域は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画（都市計画）で定められた区域であり、都市計画法（昭和43年法律第100号）及びその他の関係法令の適用を受けている土地の範囲をいう。

都市計画による地域区分を基に、調査区を次のとおり区分した。

なお、平成27年から、情報収集を行った「準都市計画区域」については、都市計画区域以外の区域に含めた。

区分			
A 都市計画区域			
a 市街化区域 1)	1 工業区域	(1) 工業A区域	[1] 工業専用地域
			[2] 工業専用地域とその他
		(2) 工業B区域	[3] 工業地域
			[4] 工業地域とその他
			[5] 準工業地域
			[6] 準工業地域とその他
	2 商業区域	(1) 商業A区域	[7] 商業地域
		(2) 商業B地域	[8] 商業地域とその他
			[9] 近隣商業地域
			[10] 近隣商業地域とその他
	3 住居区域	(1) 住居地域	[11] 田園住居地域
			[12] 準住居地域
			[13] 第二種住居地域
			[14] 第一種住居地域
			[15] 住居地域混合
			[16] 住居地域とその他
		(2) 中高層住居 専用地域	[17] 第二種中高層住居専用地域
			[18] 第一種中高層住居専用地域
			[19] 中高層住居専用地域混合
			[20] 中高層住居専用地域とその他
		(3) 低層住居 専用地域	[21] 第二種低層住居専用地域
			[22] 第一種低層住居専用地域
			[23] 低層住居専用地域混合
b 市街化調整区域			
c 非線引きの区域 1)	1 工業区域	(1) 工業A区域	[1] 工業専用地域
			[2] 工業専用地域とその他
		(2) 工業B区域	[3] 工業地域
			[4] 工業地域とその他
			[5] 準工業地域
			[6] 準工業地域とその他
	2 商業区域	(1) 商業A区域	[7] 商業地域
		(2) 商業B地域	[8] 商業地域とその他
			[9] 近隣商業地域
			[10] 近隣商業地域とその他
	3 住居区域	(1) 住居地域	[11] 田園住居地域
			[12] 準住居地域
			[13] 第二種住居地域
			[14] 第一種住居地域
			[15] 住居地域混合
			[16] 住居地域とその他
		(2) 中高層住居 専用地域	[17] 第二種中高層住居専用地域
			[18] 第一種中高層住居専用地域
			[19] 中高層住居専用地域混合
			[20] 中高層住居専用地域とその他
		(3) 低層住居 専用地域	[21] 第二種低層住居専用地域
			[22] 第一種低層住居専用地域
			[23] 低層住居専用地域混合
B 都市計画区域以外の区域			

1) 用途地域未設定の地域を含む。

注) 都市計画の地域区分の設定において、a～c 及びBに複数記入がある場合、表章が上のものに分類し、集計している。